

令和4年3月29日

日本玩具協会 会員

ST マーク使用許諾契約企業 各位

令和4年2月17日、(独) 国民生活センターから「マグネットパズルの破損に注意 -内蔵された強力な磁石を誤飲した幼児の胃や腸に穴があく事故が発生-」との報道発表がありました。(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220217_1.pdf)

また、これを受けて経済産業省から当会に対し、「マグネットパズルに破損がないことを確認する旨の明示」「内蔵されているネオジム磁石を誤飲した場合の危険性について、さらなる周知」の要請(次ページ)がありました。

つきましては、令和4年3月29日開催の理事会において、当会として下記の措置を講ずることが決定されましたので、ご連絡致します。

1. 「マグネットパズル(棒状のもの)」であって、内蔵された小型強力磁石が小部品に該当し、かつ、その磁束指数が $50 \text{ (kG)}^2 \cdot \text{mm}^2$ 以上であるものについては、ST基準(STマークの使用許諾の要件)の表示要求事項として、次の注意表示を記載することを追加する。

「安全のため、破損、変形しているかどうか確認し、破損、変形したおもちゃは、与えないください。」

「この製品には小型の磁石が含まれています。磁石を飲み込んだ場合、腸壁を超えてくっつき、深刻な感染症を起こすおそれがあります。万一磁石を飲み込んだ場合には、すぐに医師の診察を受けてください。」

2. 本件は、令和4年5月1日から施行する。

(参考) 当会は、強力な磁石のマグネットボールに関し、平成30年4月19日 国民生活センター報道発表(「強力な磁石のマグネットボールで誤飲事故が発生」)、及び経産省の指導を踏まえ、同年4月20日に、(1) ST基準を満たさないマグネットボールの子ども向け玩具としての製造・販売を自粛する、(2) 対象年齢の表示、小さな子どもの誤飲に注意する旨の警告を表示することを会員等に周知しています。

https://www.toys.or.jp/pdf/2018/meti_magnetball_20180420.pdf

担当：日本玩具協会事務局
五十嵐・中田・小林

事務連絡
令和4年3月16日

一般社団法人日本玩具協会
会長 前田 道裕 殿

経済産業省製造産業局
生活製品課 企画官 斎藤 秀幸

マグネットパズルの破損に関する注意喚起について

平素より経済産業行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年2月17日付けで、独立行政法人国民生活センターより「マグネットパズルの破損に注意ー内蔵された強力な磁石を誤飲した幼児の胃や腸に穴があく事故が発生ー」が公表されました。

これによれば、マグネットパズルの破損により、内蔵されているネオジム磁石が外部に出て、幼児がそれを誤飲したため腸管壁等を穿孔し、腹腔鏡下手術による摘出を行ったという事故が発生しています。

つきましては、こうした状況を踏まえ、幼児の誤飲事故防止のため、マグネットパズルに破損がないことを確認する旨の明示と、内蔵されているネオジム磁石を誤飲した場合の危険性について、消費者の注意喚起が図られるよう、貴協会会員企業に対し周知をお願いいたします。

(参考)

- 独立行政法人国民生活センター 報道発表資料（令和4年2月17日）
マグネットパズルの破損に注意ー内蔵された強力な磁石を誤飲した幼児の胃や腸に穴があく事故が発生ー
https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220217_1.pdf

以上